

「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご留意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了承のうえ、お申し込みください。「契約概要」に記載の支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については、「ご契約のしおりー約款」に記載していますのでご確認ください。

1 引受保険会社

- 名称 朝日生命保険相互会社
- 電話 お客様サービスセンター ☎ 0120-360-567
- ホームページ <https://www.asahi-life.co.jp>

2 商品の特徴と仕組み

- 商品名称 無配当新医療保険(返戻金なし型)(2017)S
- 特徴 病気やケガによる所定の入院・手術・放射線治療に対して、入院給付金・医療費充当給付金・手術給付金・放射線治療給付金で備えることができます。

仕組図



ご契約

保険料払込期間:60・65・70・75・80歳払込満了、終身払、10年払込満了

*各給付金の型・給付倍率について、契約時に以下より選択いただきます(契約後の変更は取り扱いません)。

給付金名称	選択いただく型・給付倍率
入院給付金	入院Ⅰ型・入院Ⅱ型
医療費充当給付金	入院給付金日額×0倍・10倍・15倍・20倍・30倍・40倍
手術給付金・放射線治療給付金	手術あり型・手術なし型

*次の特則・特約を適用・付加できます(募集代理店によって異なります)。

- 保険料払込免除特則
- 無配当通院一時金特約(返戻金なし型)S
- 無配当がん治療特約(返戻金なし型)S
- 無配当7大疾病初回一時金特約(返戻金なし型)S
- 無配当先進医療特約(返戻金なし型)S
- 無配当女性入院特約(返戻金なし型)(2017)S

この保険は代理店専用商品です。保険料のお払込みがないまま猶予期間が満了した場合、保険契約は消滅し復活のお取り扱いはない等、朝日生命の営業職員が募集する商品と異なったお取り扱いとなっています。

■お取り扱い(申込経路によって異なります)

入院給付金日額*1	3,000円*2~10,000円(1,000円単位)
契約年齢	0歳*3~80歳
保険料払込期間	60・65・70・75・80歳払込満了(最低払込期間5年)、終身払 10年払込満了(保険契約者が法人に限ります)
保険料払込方法	口座振替扱(月払・年払)、クレジットカード扱(月払)
最低保険料	月払:1,000円 年払:11,000円 (付加特約の保険料を含みます)
備考	医療費充当給付金には、以下の加入限度*1があります。 0歳~24歳...10万円 25歳~49歳...20万円 50歳~80歳...15万円

- *1 朝日生命の他の保険契約の加入状況等によって、異なるお取り扱いとなる場合があります。
- *2 「女性入院特約(返戻金なし型)(2017)S」の女性入院給付金日額は、2,000円~のお取り扱いとなります。
- *3 「保険料払込免除特則」「がん治療特約(返戻金なし型)S」「7大疾病初回一時金特約(返戻金なし型)S」「女性入院特約(返戻金なし型)(2017)S」は15歳~のお取り扱いとなります。



- 「がん治療特約(返戻金なし型)S」「7大疾病初回一時金特約(返戻金なし型)S」「保険料払込免除特則」の**がんを原因とする保障の責任開始の時は、主契約の責任開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日**となります。
- がんを原因とする保障の責任開始の時より前にかんと診断確定されていた場合には、「がん治療特約(返戻金なし型)S」「7大疾病初回一時金特約(返戻金なし型)S」「保険料払込免除特則」は無効となり、給付金等はお支払いしません。また、保険料の払込みも免除しません。

3 保障内容

無配当新医療保険(返戻金なし型)(2017)S

(1)入院給付金

- 以下の支払事由に該当した場合に入院給付金をお支払いします。

支払事由	支払金額	支払限度
傷害や疾病で1日以上入院をしたとき	1回の入院につき 入院給付金日額 × 入院日数	契約時に選択した 入院給付金の型に応じて 下表のとおり

入院給付金の型	入院原因	支払限度日数	
		1回の入院	通算
入院Ⅰ型	がんおよびがん以外の生活習慣病	無制限	無制限
	特定精神疾患	120日	1,000日*
	上記以外	60日	
入院Ⅱ型	がん	無制限	無制限
	上記以外	60日	1,000日*

*入院Ⅰ型は「がんおよびがん以外の生活習慣病による入院日数」を、入院Ⅱ型は「がんによる入院日数」を通算支払日数算出上の入院日数に含めません。

保障内容に関する注意事項

- 入院Ⅰ型で支払限度日数が延長となる「がん以外の生活習慣病」「特定精神疾患」は下表のとおりです。

がん以外の生活習慣病	心・血管疾患、脳血管疾患、腎疾患、肝疾患、糖尿病、高血圧性疾患
特定精神疾患	約款に定める「精神および行動の障害」ならびに「神経系の疾患」

- 入院日数が1日とは、入院日と退院日が同一の日であり、かつ、入院基本料の支払いがあるときなどをいいます。
- 同一の傷害または疾病により入院給付金が支払われる入院を2回以上したときは、入院給付金が支払われる最終の入院の退院日の翌日から、その日を含めて次の入院の開始日までの期間が、180日以下の場合には1回の入院とみなし、181日以上の場合には新たな入院とみなします。

(2)医療費充当給付金

- 以下の支払事由に該当した場合に医療費充当給付金をお支払いします。

支払事由	支払金額	支払限度
入院給付金が支払われる入院を開始したとき	1回の入院につき 入院給付金日額 × 契約時に選択した給付倍率	1回の入院:1回 通算:50回

保障内容に関する注意事項

- 医療費充当給付金の給付倍率は、0倍、10倍、15倍、20倍、30倍、40倍より、契約時に選択いただきます。0倍を選択した場合は、医療費充当給付金はありません。
- 入院給付金が支払われる入院を2回以上したときで、その入院を1回の入院とみなす場合は、医療費充当給付金においても、その入院を1回の入院とみなします。

(3)手術給付金

■以下の支払事由に該当した場合に手術給付金をお支払いします。

支払事由	支払金額	支払限度
次のいずれかの手術を受けたとき ・ 傷害や疾病を原因とした所定の手術 ・ 造血幹細胞移植術 ・ 責任開始の日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後に受けた造血幹細胞採取手術	入院給付金日額 × 給付倍率*1	無制限*2

* 1 手術の種類等に応じて、次のとおりです。

手術の種類		給付倍率	
入院中に受けた手術	①開頭脳手術	40倍	
	②開胸心臓手術		
	③上記②に該当しない手術で、かつ開胸術に該当する手術	20倍	
	④開腹術		
	⑤がん組織摘出手術	開頭術、開胸術、開腹術	40倍
		上記以外の手術	20倍
	⑥感覚器に対する手術	5倍	
⑦上記①～⑥に該当しない手術	10倍		
入院中以外に受けた手術		5倍	
造血幹細胞移植術、造血幹細胞採取手術		10倍	

* 2 医科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料または輸血料が1回のみ算定されるものとして定められている手術は、14日に1回(非電離放射線による療法の場合は60日に1回)の給付を限度とします。また、医科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定される手術は、その手術を受けた1日目についてのみ手術給付金をお支払いします。

保障内容に関する注意事項

- 手術給付金は、「手術あり型」「手術なし型」より、契約時に選択いただきます。「手術なし型」を選択した場合は、手術給付金はありません。
- 手術給付金の支払事由に該当する手術は、レーザー屈折矯正手術(レーシック)は対象外など、所定の要件があります。
- 開頭脳手術・開胸心臓手術・開胸術・開腹術・がん組織摘出手術は約款に定める手術となり、血管カテーテルによる手術を除くなど、所定の要件があります。
- 感覚器に対する手術とは、目(視覚)、耳(聴覚)、鼻(臭覚)に対する所定の手術をいいます。
- 造血幹細胞移植術とは、組織の機能に障害がある者に対して組織の機能の回復または付与を目的として造血幹細胞を輸注することをいいます。なお、異種移植は含みません。
- 造血幹細胞採取手術とは、組織の機能に障害がある者に対して造血幹細胞を移植することを目的として、造血幹細胞を採取*することをいいます。なお、自家移植は除きます。
* 骨髄または末梢血からの採取に限るものとし、臍帯血からの採取は除きます。
- 手術給付金の支払事由に該当する手術を同時期に複数受けたときは、最も給付金額の高いいずれか1つの手術についてのみ、手術給付金をお支払いします。

(4)放射線治療給付金

■以下の支払事由に該当した場合に放射線治療給付金をお支払いします。

支払事由	支払金額	支払限度
傷害や疾病を原因として所定の放射線治療を受けたとき	入院給付金日額 × 10倍	無制限*

* 放射線照射または温熱療法による診療行為それぞれについて60日に1回の給付を限度とします。

保障内容に関する注意事項

- 放射線治療給付金は、「手術あり型」「手術なし型」より、契約時に選択いただきます。「手術なし型」を選択した場合は、放射線治療給付金はありません。
- 放射線治療給付金の支払事由に該当する放射線治療は、処置・検査は対象外など、所定の要件があります。

無配当通院一時金特約(返戻金なし型) S

■以下の支払事由に該当した場合に通院一時金をお支払いします。

支払事由	支払金額	支払限度
主契約の入院給付金が支払われる入院の退院日の翌日以後180日以内に通院したとき	通院一時金額	1回の入院:1回 通算:50回

保障内容に関する注意事項

- 通院一時金の支払事由に該当する通院は、入院の直接の原因となった傷害または疾病の治療を目的とした通院をいいます。
- 入院給付金が支払われる入院を2回以上したときで、その入院を1回の入院とみなす場合は、通院一時金においても、その入院を1回の入院とみなします。
- 主契約の入院給付金が支払われる入院日と同日の通院については、通院一時金をお支払いしません。
- 同日に複数の通院一時金の支払事由に該当する通院をしたときは、通院原因が先に生じた通院に対してのみ通院一時金をお支払いします。

無配当がん治療特約(返戻金なし型) S

(1)がん治療給付金

■以下の支払事由に該当した場合にがん治療給付金をお支払いします。

支払事由	支払金額	支払限度
がんの治療を目的とする以下の治療を受けたとき ・入院 ・手術 ・放射線治療 ・抗がん剤治療(ホルモン療法を含みます)	がん治療給付金が支払われる治療を受けた日の属する月ごとに がん治療給付金月額 × 給付倍率*	通算:120倍

*がん治療給付金の給付倍率は以下のとおりです。

治療の種類	給付倍率
抗がん剤治療(ホルモン療法を除きます)	1.0
入院・手術・放射線治療・ホルモン療法	0.5

保障内容に関する注意事項

- がん治療給付金の支払事由に該当する治療を、同じ月に複数回または複数月分受けた場合でも、その治療のうち、最も高い給付倍率が適用される治療に基づき算出される金額を上限として、がん治療給付金をお支払いします。
- がん治療給付金の支払対象となる手術・放射線治療には所定の要件があります。
- がん治療給付金の支払事由に該当する手術が、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定される手術のときは、最初の手術日のみを支払対象となる手術日とします。
- がん治療給付金の支払事由に該当する放射線治療が、一連の治療過程に連続して受けた場合でも放射線治療料が1回のみ算定される放射線治療のときは、放射線治療開始日のみを支払対象となる放射線治療日とします。
- がん治療給付金の支払対象となる抗がん剤治療は、世界保健機関(WHO)の解剖治療化学分類法による医薬品分類のうち、「抗悪性腫瘍薬」「内分泌療法(ホルモン療法)」などに該当し、公的医療保険制度の対象となるがんの治療を目的とした所定の抗がん剤(ホルモン剤を含みます)の投与または処方を行います。

(2)がん診断一時金

■以下の支払事由に該当した場合にがん診断一時金をお支払いします。

支払事由	支払金額	支払限度
がん(上皮内新生物を含みます)と診断確定されたとき	がん治療給付金月額 × 契約時に選択した給付倍率*	無制限 ⚠ 1年に1回を限度

*がん診断一時金の給付倍率は、0.5・10倍より、契約時に選択いただけます(契約後の変更は取り扱いません)。0倍を選択した場合は、がん診断一時金はありません。

保障内容に関する注意事項

- がん診断一時金が支払われた最終の支払事由該当日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後、がんの治療を目的とする入院を開始したときは、その日にがんと診断確定されたものとして取り扱います。
- がん診断一時金が支払われた最終の支払事由該当日からその日を含めて1年を経過した日の翌日にがんの治療を目的とする継続入院中のときは、その日にがんと診断確定されたものとして取り扱います。
- 同時期にがん診断一時金の支払事由に複数該当した場合でも、がん診断一時金を重複してお支払いしません。

無配当7大疾病初回一時金特約(返戻金なし型) S

- 以下の支払事由に該当した場合に7大疾病初回一時金をお支払いします。

支払事由		支払金額	支払限度
6大疾病	がん 悪性新生物 上皮内新生物	・がん(上皮内新生物を含みます)と診断確定されたとき	7大疾病初回一時金額 1回
	急性心筋梗塞 拡張型心筋症	・急性心筋梗塞の治療のため入院したとき、または手術を受けたとき ・拡張型心筋症の治療のため入院したとき、または手術を受けたとき	
	脳卒中 脳動脈瘤	・脳卒中の治療のため入院したとき、または手術を受けたとき ・脳動脈瘤が破裂したと診断されたとき ・脳動脈瘤の治療のため手術を受けたとき	
	慢性腎不全	・慢性腎不全により永続的な人工透析療法を開始したとき ・慢性腎不全の治療のため腎移植手術を受けたとき	
	肝硬変	・肝硬変により生じた食道・胃静脈瘤が破裂したと診断されたとき ・肝硬変により生じた食道・胃静脈瘤の治療のため手術を受けたとき ・肝硬変の治療のため肝移植手術を受けたとき	
	糖尿病	・糖尿病性網膜症の治療のため手術を受けたとき ・糖尿病性壊疽の治療のため1手の1手指または1足の1足指以上の切断術を受けたとき	
	高血圧性疾患	・高血圧性疾患により生じた(解離性)大動脈瘤が破裂したと診断されたとき ・高血圧性疾患により生じた(解離性)大動脈瘤の治療のため手術を受けたとき	

無配当先進医療特約(返戻金なし型) S

- 以下の支払事由に該当した場合に先進医療給付金・先進医療見舞金をお支払いします。

	支払事由	支払金額	支払限度
先進医療給付金	先進医療による療養を受けたとき	先進医療の技術にかかる費用(自己負担額)	1回の療養:450万円 通算:2,000万円
先進医療見舞金	先進医療給付金が支払われる療養を受けたとき	先進医療給付金の支払金額の10%相当額	1回の療養:45万円 通算:200万円

保障内容に関する注意事項

- 支払事由に該当する先進医療は、療養を受けた時点において、厚生労働大臣が定める先進医療で、先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する医療機関で行われるものをいいます。ただし、厚生労働大臣が定める施設基準において、歯科(歯科、歯科口腔外科、矯正歯科、小児歯科)のみで実施することが定められている先進医療は対象外となります。なお、厚生労働大臣が定める先進医療は随時見直しされます。
- 同一の先進医療による療養を複数回にわたって一連の療養として受けたとき、その療養を1回の療養とみなします。この場合、一連の療養を最初に受けた日にその療養を受けたものとみなして取り扱います。

無配当女性入院特約(返戻金なし型)(2017)S

■以下の支払事由に該当した場合に女性入院給付金をお支払いします。

支払事由	支払金額	支払限度
女性特定疾病を原因として1日以上入院をしたとき	1回の入院につき 女性入院給付金日額 × 入院日数	下表のとおり

入院原因	支払限度日数	
	1回の入院	通算
がん	無制限	無制限
上記以外の女性特定疾病	60日	1,000日*

*「がんによる入院日数」は通算支払日数算出上の入院日数に含めません。

保障内容に関する注意事項

- 女性特定疾病とは、女性特有の疾病(子宮筋腫、子宮内膜症など)や、がんなど所定の疾病をいいます。
- 入院日数が1日とは、入院日と退院日が同一の日であり、かつ、入院基本料の支払いがあるときなどをいいます。
- 同一の女性特定疾病により女性入院給付金が支払われる入院を2回以上したときは、女性入院給付金が支払われる最終の入院の退院日の翌日から、その日を含めて次の入院の開始日までの期間が、180日以下の場合には1回の入院とみなし、181日以上の場合には新たな入院とみなします。

保険料払込免除特則

■以下の保険料払込免除事由に該当した場合に以後の保険料の払込みが免除となります。

保険料払込免除事由		
悪性新生物	・悪性新生物(上皮内新生物は含みません)と診断確定されたとき	
6 大 疾 病	急性心筋梗塞 拡張型心筋症	・急性心筋梗塞の治療のため入院したとき、または手術を受けたとき ・拡張型心筋症の治療のため入院したとき、または手術を受けたとき
	脳卒中 脳動脈瘤	・脳卒中の治療のため入院したとき、または手術を受けたとき ・脳動脈瘤が破裂したと診断されたとき ・脳動脈瘤の治療のため手術を受けたとき
	慢性腎不全	・慢性腎不全により永続的な人工透析療法を開始したとき ・慢性腎不全の治療のため腎移植手術を受けたとき
	肝硬変	・肝硬変により生じた食道・胃静脈瘤が破裂したと診断されたとき ・肝硬変により生じた食道・胃静脈瘤の治療のため手術を受けたとき ・肝硬変の治療のため肝移植手術を受けたとき
	糖尿病	・糖尿病性網膜症の治療のため手術を受けたとき ・糖尿病性壊疽の治療のため1手の1手指または1足の1足指以上の切断術を受けたとき
	高血圧性疾患	・高血圧性疾患により生じた(解離性)大動脈瘤が破裂したと診断されたとき ・高血圧性疾患により生じた(解離性)大動脈瘤の治療のため手術を受けたとき

保険料払込免除に関する注意事項

■保険料払込免除特則の適用・非適用にかかわらず、保険料払込期間中に疾病または傷害により所定の高度障害状態になったときや、傷害により所定の身体障害状態になったときは、以後の保険料の払込みが免除となります。

指定代理請求特約(2016)S

- 給付金等の受取人となる被保険者が給付金等を請求できない朝日生命所定の事情がある場合、その給付金等を指定代理請求人が請求できます。
- 指定代理請求人に給付金等をお支払いした場合、その後重複して給付金等の請求を受けてもお支払いしません。
- 指定代理請求人に給付金等をお支払いしても、保険契約者・被保険者にその旨をご連絡しません。そのため、保険契約者・被保険者が認識しないまま、保険契約の全部または一部が消滅する場合があります。
- 保険契約者または被保険者から契約内容について照会を受けたときは、給付金等をお支払いしていること、保険契約の全部または一部が消滅していることを回答せざるを得ない場合があります。そのため、被保険者がご自身の健康状態について知る可能性があります。

4 法令改正等による支払事由の変更について

- 法令改正等による公的医療保険制度等の改正や医療技術または医療環境の変化が、「新医療保険(返戻金なし型)(2017)S」「通院一時金特約(返戻金なし型)S」「がん治療特約(返戻金なし型)S」「先進医療特約(返戻金なし型)S」の支払事由に影響を及ぼす場合には、朝日生命は主務官庁の認可を得て、将来に向かって支払事由を変更することがあります。この場合、支払事由を変更する2か月前までに保険契約者へご連絡します。

5 解約返戻金について

- この保険契約の解約返戻金は以下のとおりです。

主契約	解約返戻金はありません。ただし、保険料払込期間満了後の保険期間中で、保険料払込期間満了日までの保険料が払い込まれている場合は、入院給付金日額の10倍の解約返戻金があります。
特約	解約返戻金はありません。

6 死亡給付金について

- この保険契約の死亡給付金は以下のとおりです。

主契約	死亡給付金はありません。ただし、保険料払込期間満了後の保険期間中で、保険料払込期間満了日までの保険料が払い込まれている場合は、入院給付金日額の10倍の死亡給付金があります。
特約	死亡給付金はありません。

7 満期保険金等について

- この保険契約には満期保険金はありません。また、契約者貸付、保険料振替貸付の取り扱いもありません。

8 配当金について

- この保険契約には配当金はありません。

9 保険料について

- 具体的な保険料は商品パンフレット等で確認ください。